

大田区告示第 361 号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 9 条第 1 項の規定により、ハイツ西馬込マンション建替組合の設立を認可したので、同法第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 10 日

大田区長 松 原 忠 義

1 組合の名称

ハイツ西馬込マンション建替組合

2 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(1) 名称 ハイツ西馬込

(2) 敷地の区域 大田区南馬込五丁目 53 番 1

3 施行再建マンションの敷地の区域

大田区南馬込五丁目 53 番 1

4 事業施行期間

令和 5 年 3 月から令和 10 年 1 月まで

5 事務所の所在地

東京都中央区八重洲 1 丁目 9 番 9 号

6 設立認可の年月日

令和 5 年 4 月 7 日

7 事業年度

毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで。ただし、最初の事業年度は、これにかかわらず、令和 5 年 4 月 7 日から令和 5 年 9 月 30 日までとする。

8 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載し

て行う。

9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申し出をすることができる  
期限

令和5年5月9日